

# 石井町ごみ処理基本計画

## (素案)

令和 8 年 3 月

石井町



# 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 基本的事項.....           | 1  |
| 第1節 計画策定の趣旨.....         | 1  |
| 第2節 計画の位置付け.....         | 2  |
| 第3節 計画の対象地域.....         | 2  |
| 第4節 計画の対象範囲.....         | 3  |
| 第5節 計画期間及び目標年度.....      | 3  |
| 第6節 町の概要.....            | 4  |
| 第7節 ごみ処理を取り巻く社会状況など..... | 7  |
| 第2章 ごみ処理の現状と課題.....      | 10 |
| 第1節 ごみ処理体制.....          | 10 |
| 第2節 ごみ排出量等の推移.....       | 16 |
| 第3節 前回計画目標の達成状況.....     | 22 |
| 第4節 ごみ処理の課題.....         | 31 |
| 第3章 ごみ処理基本計画.....        | 32 |
| 第1節 基本方針.....            | 32 |
| 第2節 将来推計.....            | 33 |
| 第3節 数値目標.....            | 36 |
| 第4節 目標達成に向けた施策.....      | 38 |
| 第5節 計画の進捗管理.....         | 43 |



## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

石井町(以下「本町」という。)では平成30年3月に策定した「石井町ごみ処理基本計画」(以下「前回計画」という。)において廃棄物処理に関する基本的な方針を定め、各種施策に取り組んできた。

国においては近年、地球温暖化や海洋プラスチックなどの環境問題の深刻化、世界的需要拡大に伴う将来的な資源の制約のリスク、生物多様性の損失などといった環境問題への対策として、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた動きが加速している。加えて、人口減少及び高齢化による人口構造の変化、コミュニティや生活スタイルの変化など、ごみ処理を取り巻く環境及び課題はより多様化・複雑化している。

また、新たな廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)においては、気候変動への対応として「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点が記載されるなど対策内容の強化も求められており、さらに「地域循環共生圏の構築に向けた取組」として、エネルギー回収や防災拠点をはじめとした地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進める必要があると示されている。

本町においても、広域処理を推進するため平成28年度から周辺自治体と検討を重ねていたが、協議が整わなかったことから、施設整備についての方針を転換することとなった。

このように、前回計画策定から7年が経過し、国内外における廃棄物、循環型社会を取り巻く状況が大きく変化していることから、前回計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。

## 第2節 計画の位置付け

ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本町におけるごみの管理及び適正な処理を確保するための基本となる計画である。

本計画は、「石井町総合発展計画」を上位計画として、国や徳島県の指針及び計画等における目標や方向性との整合を図り策定するものとする。

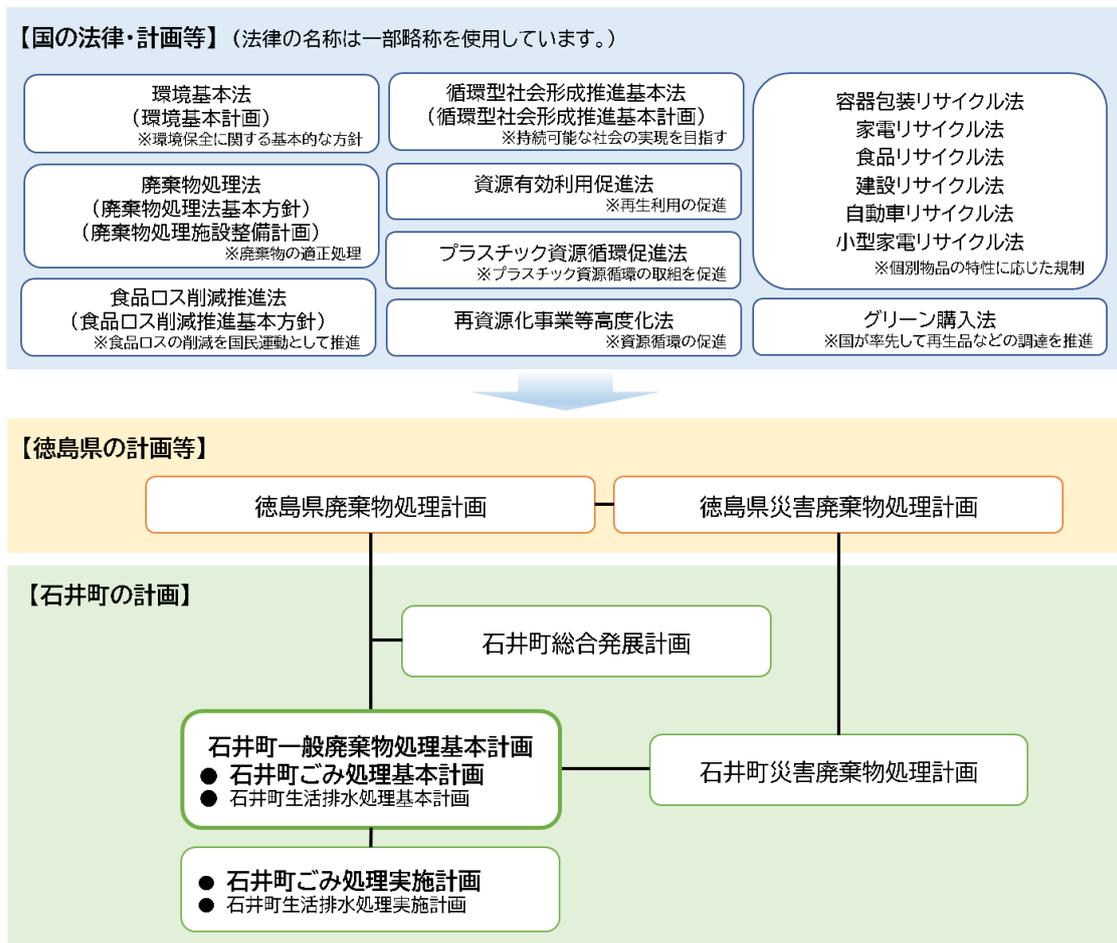


図1-1 計画の位置付け

## 第3節 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本町全域とする。

## 第4節 計画の対象範囲

廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されており、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する生活系ごみと、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいる。

本計画は市町村に処理責任のある一般廃棄物のうち、ごみ処理に関する事項を対象範囲とする。

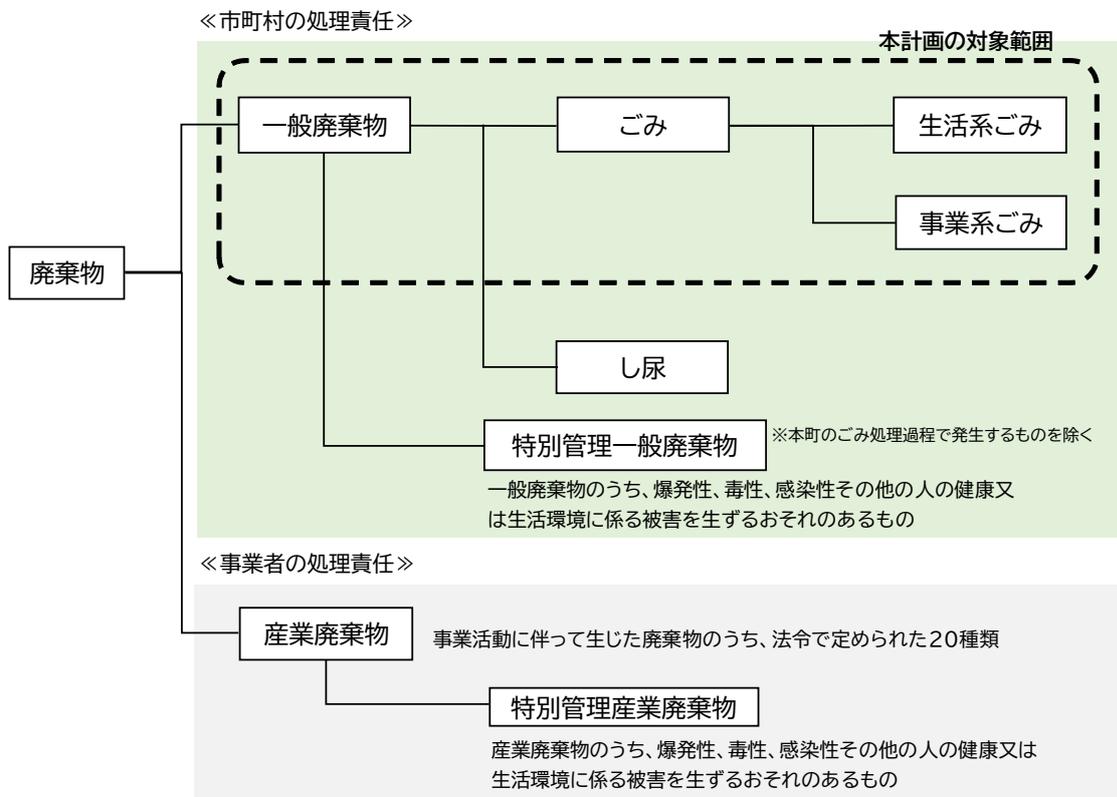


図1-2 計画の対象廃棄物

## 第5節 計画期間及び目標年度

本計画は、令和8年度を初年度とし、令和12年度及び令和17年度をそれぞれ中間目標年度、令和22年度を最終目標年度とする。

なお、計画の諸条件に大きな変化があった場合等、必要に応じて見直しを行う。

計画期間：令和8年度～令和22年度

## 第6節 町の概要

### 1. 町の概要

本町は、東西に約6km、南北に5.5kmの正方形に近い形であり、28.85km<sup>2</sup>の面積を有している。吉野川流域の扇形に広がった沖積層の平野の一部で、吉野川の右岸に位置しており、東側に徳島市、北側に上板町、西側に吉野川市、南側に神山町などと接している。吉野川がもたらした肥沃な平地と標高200m前後のなだらかな山地や丘陵地からなり、全面積の約4割が農耕地となっている。



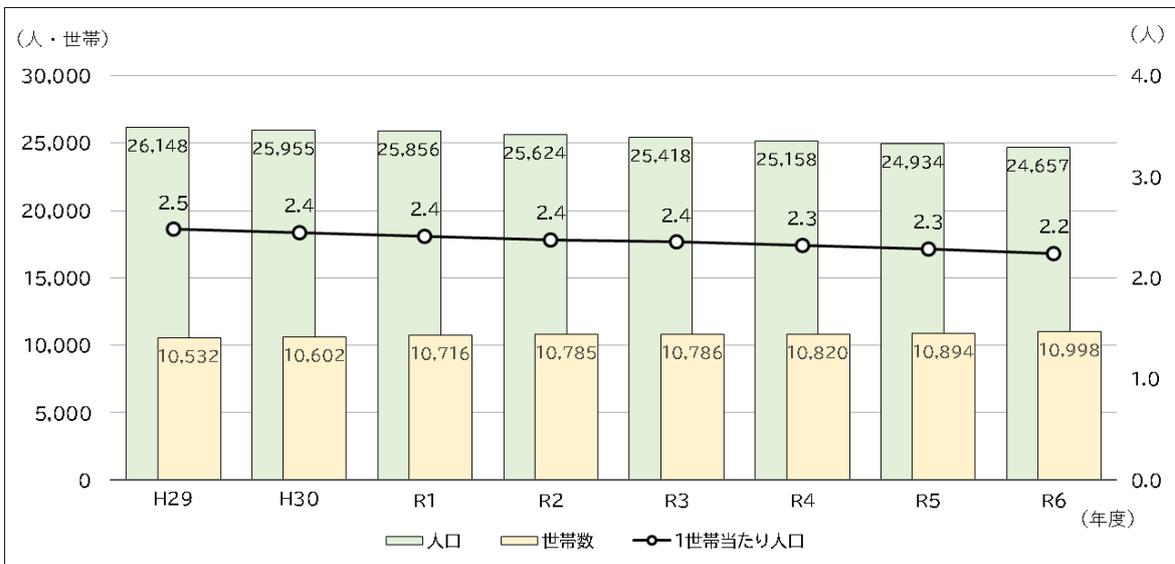
図1-3 位置図

## 2. 人口動態

本町の人口及び世帯数の推移を以下に示す。

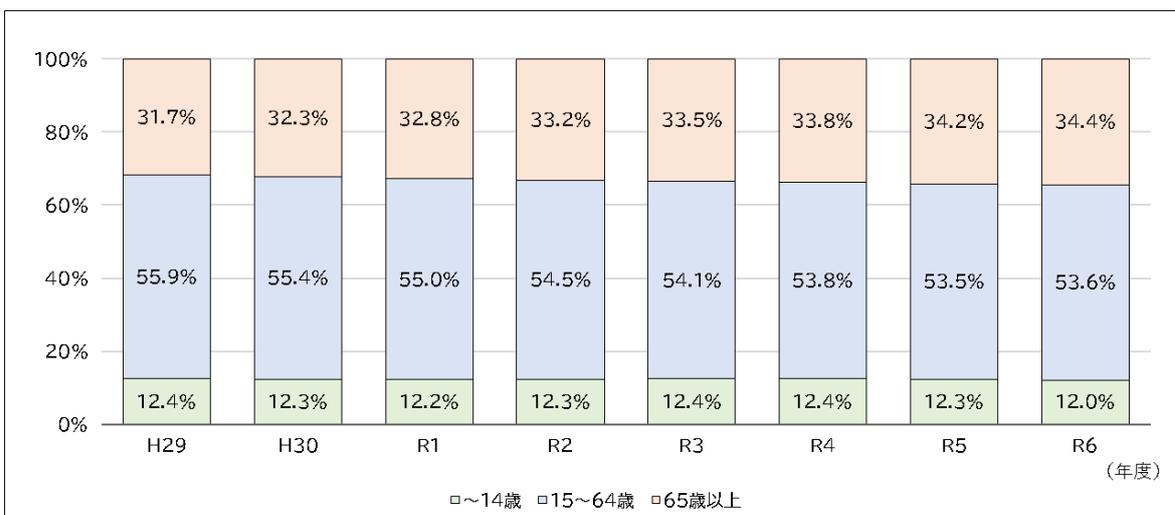
総人口は減少傾向にあり、令和6年度は24,657人となっている。世帯数及び1世帯当たり人口は令和6年度に10,998世帯、約2.2人となっており、世帯数は増加しているが世帯規模は縮小傾向にある。

年齢階層別人口を見ると、0～14歳、15～64歳までの割合はいずれも減少し、65歳以上の割合が増加している。



出典：石井町ホームページ(各年度9月末)

図1-4 人口、世帯数及び1世帯当たり人口の推移



出典：徳島県ホームページ(各年度10月1日)

図1-5 年齢階層別人口割合の推移

### 3. 産業の動向

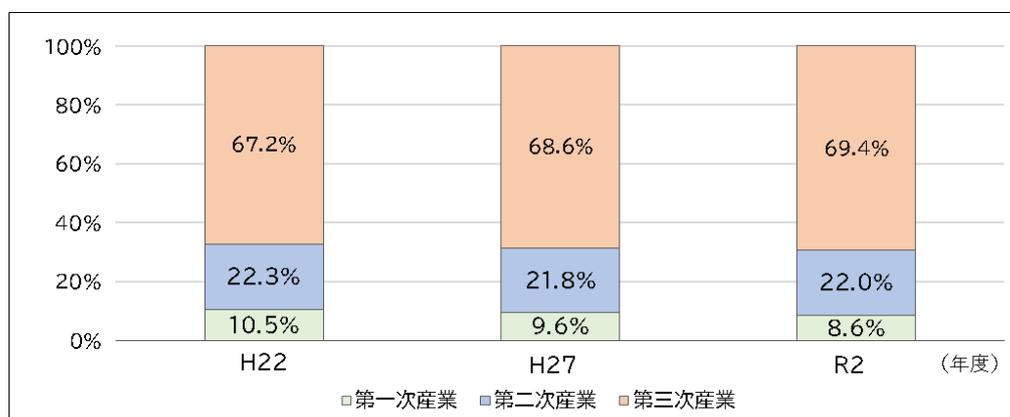
産業別従業者数の推移を表1-1に示す。

従業者の全体数は減少傾向にある。また、令和2年度の産業別従業者数の割合は、第一次産業が8.6%、第二次産業が22.0%、第三次産業が69.4%となっている。

表1-1 産業別従業者数

| 年度                | H22    | H27    | R2     |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 第一次産業             | 1,258  | 1,106  | 979    |
| 農業                | 1,248  | 1,091  | 966    |
| 林業                | 10     | 12     | 12     |
| 漁業                | 0      | 3      | 1      |
| 第二次産業             | 2,659  | 2,526  | 2,490  |
| 鉱業                | 4      | 4      | 4      |
| 建設業               | 926    | 879    | 826    |
| 製造業               | 1,729  | 1,643  | 1,660  |
| 第三次産業             | 8,030  | 7,943  | 7,866  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 60     | 63     | 46     |
| 情報通信業             | 136    | 140    | 134    |
| 運輸業、郵便業           | 519    | 451    | 428    |
| 卸売業、小売業           | 1,936  | 1,784  | 1,699  |
| 金融業、保険業           | 265    | 251    | 225    |
| 不動産業、物品賃貸業        | 118    | 114    | 136    |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 259    | 251    | 290    |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 459    | 461    | 427    |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 389    | 365    | 333    |
| 教育、学習支援業          | 643    | 683    | 693    |
| 医療、福祉             | 1,789  | 1,995  | 2,123  |
| 複合サービス事業          | 115    | 135    | 144    |
| サービス業(他に分類されないもの) | 536    | 585    | 605    |
| 公務(他に分類されないもの)    | 521    | 501    | 533    |
| 分類不能の産業           | 285    | 164    | 50     |
| 総数                | 11,947 | 11,575 | 11,335 |

出典：国勢調査



出典：国勢調査

図1-6 従業員数の構成割合

## 第7節 ごみ処理を取り巻く社会状況など

### 1. 地球温暖化対策、脱炭素社会への移行

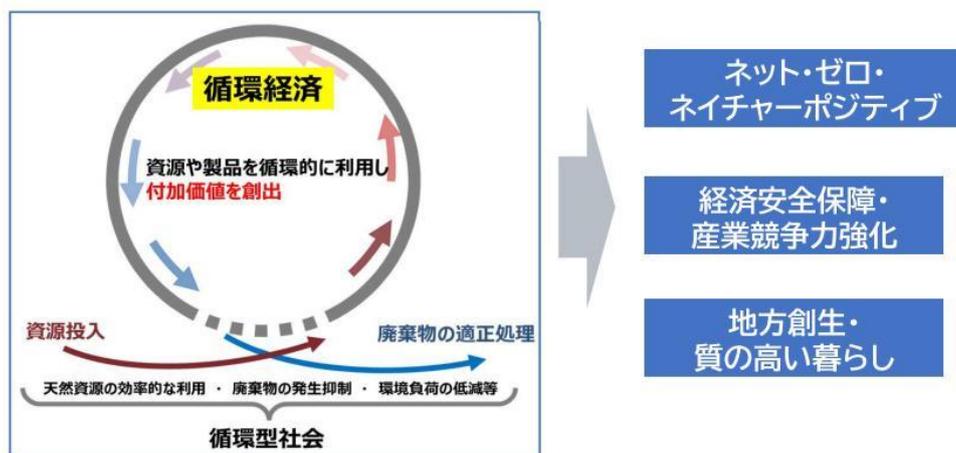
世界の平均気温は工業化以前(1850~1900年)と比べ上昇しており、このままの状況が続けば更なる気温上昇が予測されている。気候変動に伴い、様々な気象災害のリスクがさらに高まることも予想されており、気候変動の原因となっている温室効果ガスの排出量削減に向けて、あらゆる主体が取り組む必要がある。

国は、「2050年ネット・ゼロ(2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ)の実現」を目指すとしており、令和7年2月に閣議決定された改定地球温暖化対策計画において、「2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減する」という新たな目標が設定された。資源循環・廃棄物処理においても温室効果ガスの削減に向けた対応が必要不可欠となっている。

### 2. 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

持続可能な形で資源を最大限活用する「サーキュラーエコノミー(循環経済)」への移行をめざすことが世界的な潮流となっている。

国においても、令和2年に「循環経済ビジョン2020」が策定され、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動を推進し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などを目指すとともに、企業の事業活動の持続可能性を高めるとしている。



出典:環境省 第五次循環型社会形成推進基本計画(パンフレット)

図1-7 循環経済への移行による循環型社会の形成

### 3. プラスチックごみ対策

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」は、Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の総称である「3R」に“Renewable(リニューアブル:再生可能)”を加えた「3R+Renewable」を基本原則としており、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における取組が求められている。

また、令和元年のG20大阪サミットにおいて提唱された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することが共有された。

さらに、県計画(第6期)においても、基本施策の一つに「とくしまプラスチックスマートプログラム」が掲げられており、プラスチックごみのリサイクルや適正処分について、県民、事業者、市町村及び県が一体となり、使用から処理に至るまでプラスチックスマートを実践することで循環型社会の構築を目指すとしている。

### 4. 再資源化の促進・高度化に向けた取組

資源循環を進めていくため、製品製造業等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指すことを目的として、令和6年5月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が公布された。

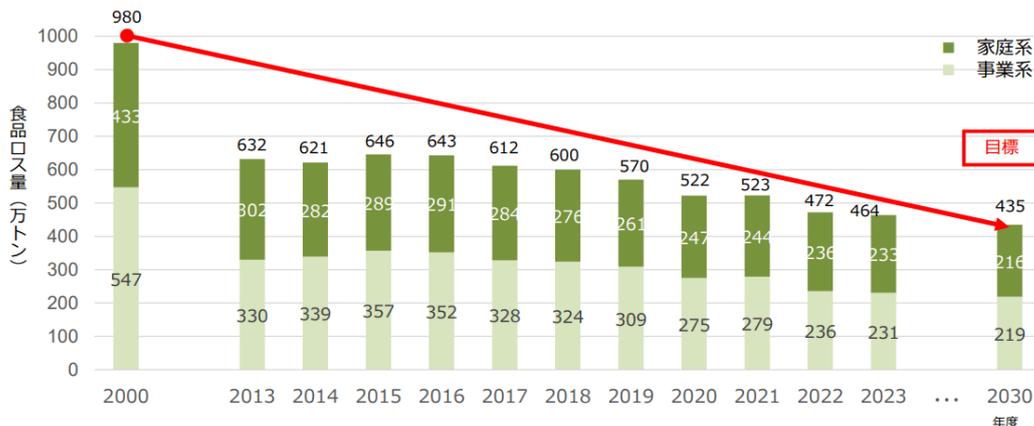
再資源化の促進・高度化に向けた産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表や、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置により、脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するとしている。

## 5. 食品ロス削減に向けた取組

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、国際的にも大きな問題となっている。

このような“食品ロス”を削減するため、国では令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行された。その基本方針で定められた削減目標の達成に向け、販売及び納品期限の緩和等の商習慣の見直しや賞味期限の延長、需要に見合った販売の推進、未利用食品の寄付など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者による取組が進められている。

✓ 2030年度までに、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量は半減、事業系食品ロス量は6割減できるように取組を推進。



出典：農林水産省 食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢(参考資料)

図1-8 食品ロス量の推移と削減目標

## 6. 地域循環共生圏を踏まえた廃棄物処理システムの構築

「地域循環共生圏」とは、第五次環境基本計画で提唱された、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、地域の活力を最大限に発揮するための考え方である。

将来にわたり廃棄物の持続可能な適正処理を確保するためには、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。一般廃棄物処理施設の広域化・集約化や、廃棄物エネルギーの回収による地域のエネルギーセンターとしての活用、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場の提供など、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが求められている。

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理体制

#### 1. ごみの分別区分

本町では、19種類の分別区分で収集・処理を行っている。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ及び有害ごみは、本町が委託した業者による収集を行っている。ただし、燃やせるごみのうち、使用済み食用油は町指定場所への持込となっている。

その他、使用済み小型家電は清掃センターへの持込、粗大ごみは本町が委託した民間業者の拠点への持込となっている。なお、粗大ごみは持込に加え、持込手段がない方に対して年に4回申込による収集も行っている。

一部のごみには町指定ごみ袋を導入しており、ごみ袋は町内の小売店等にて販売している。

表2-1 分別及び収集体制表

| ごみの種類   | 分別区分        | 収集方法        | 収集回数   | 出し方    |
|---------|-------------|-------------|--------|--------|
| 燃やせるごみ  | 燃やせるごみ      | 戸別・ステーション方式 | 週2回    | 指定袋①   |
|         | 使用済み食用油※1   | 施設へ直接搬入     | 随時持込   | ペットボトル |
| 燃やせないごみ | 燃やせないごみ     | 戸別・ステーション方式 | 2週に1回  | 指定袋②   |
|         | ワレモノ・陶磁器類   |             | 3か月に1回 | 指定袋③   |
|         | 金属類         | 透明の袋        |        |        |
|         | 小型家電        | 施設へ直接搬入     | 随時持込   | 直接持込   |
| 資源ごみ    | 空き缶         | 戸別・ステーション方式 | 2週に1回  | 指定袋④   |
|         | 空きビン        |             |        | 指定袋⑤   |
|         | ペットボトル      |             |        | 指定袋⑥   |
|         | プラスチック製容器包装 |             |        | 指定袋⑦   |
|         | 新聞          |             |        | 束ねる    |
|         | 雑誌          |             |        |        |
|         | 段ボール        |             |        |        |
|         | 飲料用紙パック     |             | 指定袋⑧   |        |
|         | 紙製容器包装      |             |        |        |
|         | 古着・布類       |             | 3か月に1回 | 透明の袋   |
| 粗大ごみ    | 粗大ごみ        | 施設へ直接搬入     | 随時持込   | 直接持込   |

| ごみの種類 | 分別区分             | 収集方法        | 収集回数   | 出し方          |
|-------|------------------|-------------|--------|--------------|
| 有害ごみ  | 廃蛍光管             | 戸別・ステーション方式 | 3か月に1回 | 購入時の箱または透明の袋 |
|       | 電池 <sup>※2</sup> |             | 週2回    | 透明の袋         |

※1.以下の場所に常設しているドラム缶に持ち込む。

「清掃センター正門横」、「リサイクルセンター正門横」、「役場北側駐車場(北西隅)」

※2.「燃やせるごみ」の収集日に合わせて収集するが、「燃やせるごみ」とは別に出す。

表2-2 町指定ごみ袋(令和6年4月現在)

| 品目             | 容量                  |      | 1セット(10枚入) |
|----------------|---------------------|------|------------|
|                | 大(平袋 <sup>※</sup> ) | 45L  |            |
| ① 燃やせるごみ       | 大                   | 45L  | 270円       |
|                | 小                   | 30L  | 230円       |
|                | 特小                  | 20L  | 170円       |
|                | 大                   | 45L  | 300円       |
| ② 燃やせないごみ      | 小                   | 30L  | 210円       |
|                | 大                   | 45L  | 230円       |
| ③ ワレモノ・陶磁器専用   | 特小                  | 20L  | 160円       |
|                | 大                   | 45L  | 190円       |
| ④ 空き缶専用        | 小                   | 30L  | 170円       |
|                | 大                   | 45L  | 190円       |
| ⑤ 空きビン専用       | 30L                 | 190円 |            |
| ⑥ ペットボトル専用     | 45L                 | 190円 |            |
| ⑦ プラスチック製容器包装用 | 45L                 | 190円 |            |
| ⑧ 紙製容器包装用      | 45L                 | 190円 |            |

※以外は手提げ型

表2-3 町で受付・処理できないもの

| ごみの種類  | 処分方法等                            |
|--|----------------------------------|
| 分別できていないごみ   | 分別ルールに従って出す                      |
| 家電リサイクル法対象の家電<br>(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機など)                            | 販売店に問い合わせる                       |
| 消火器  | 販売店に問い合わせる                       |
| 産業廃棄物  | 産業廃棄物の許可業者に問い合わせる                |
| 農業用廃棄物(農業用ビニール・波板・肥料の袋・除草剤の容器など)                                 | 農協や産業廃棄物の許可業者に問い合わせる             |
| 農業や家庭菜園から出るごみ<br>(野菜のツルや茎、根など)                                   | 畑でたい肥化するなど自家処理する又はリサイクル業者に問い合わせる |
| 土砂(土・砂・石)  | 販売店や建設業者などに問い合わせる                |
| 家屋の一部とみなされるもの<br>(システムキッチン(ビルトインコンロ、食器洗い乾燥機を含む)、埋め込み式の照明器具、洗面台等) | 販売店や専門の処理業者に問い合わせる               |

## 2. ごみ処理施設

### (1) ごみ焼却施設

本町のごみ焼却施設である石井町清掃センターは、昭和53年4月の供用開始から47年経過しており、適正な管理とともに老朽化対策を推進し、長寿命化に努めている状況である。

表2-4 ごみ焼却施設の概要

|         |                     |   |
|---------|---------------------|---|
| 名 称     | 石井町清掃センター           |   |
| 所 在 地   | 石井町石井字石井3025番地の1    |   |
| 供 用 開 始 | 昭和53年度              |   |
| 敷 地 面 積 | 8,332m <sup>2</sup> |   |
| 処 理 方 式 | 機械化バッチ燃焼式ストーカ炉      |   |
| 処 理 能 力 | 30t/日(15t/8h×2炉)    |   |
| 排ガス処理能力 | ばいじん                | 0.05g/m <sup>3</sup> N 以下(O <sub>2</sub> 12%) |
|         | 硫黄酸化物               | K値:17.5 以下                                    |
|         | 窒素酸化物               | 250ppm(O <sub>2</sub> 12%)                    |
|         | 塩化水素                | 150mg/m <sup>3</sup> N 以下(O <sub>2</sub> 12%) |
|         | ダイオキシン類             | 5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下                   |

表2-5 ごみ焼却量の推移

| 年度                | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 焼却処理量(t)          | 6,571 | 6,898 | 6,630 | 6,810 | 6,592 | 6,484 | 6,488 | 6,319 | 5,923 |
| 1人1日当たり<br>焼却量(g) | 685.7 | 722.8 | 699.8 | 719.6 | 704.8 | 698.9 | 706.5 | 692.4 | 658.1 |

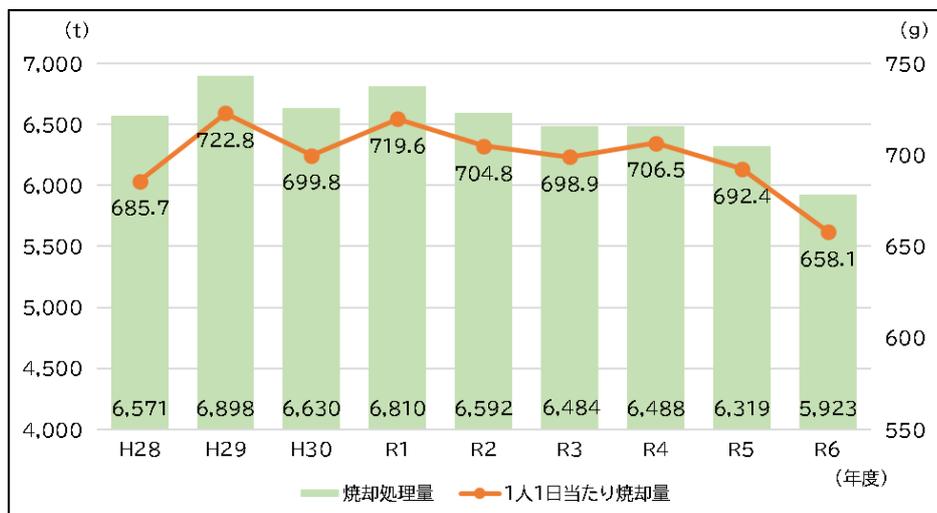


図2-1 ごみ焼却量の推移

## (2)リサイクル施設

資源ごみは、本町のリサイクル施設である石井町リサイクルセンターにて選別・圧縮処理を行い、資源化等を行う施設へ搬出している。

表2-6 リサイクル施設の概要

|           |                      |                       |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 名 称       | 石井町リサイクルセンター         |                       |
| 所 在 地     | 石井町浦庄字下浦952番地の1他     |                       |
| 供 用 開 始   | 平成10年度               |                       |
| 処 理 能 力   | スチール缶                | 1.0 t/5h              |
|           | アルミ缶                 | 0.3 t/5h              |
|           | ビン類                  | 2.6 t/5h              |
|           | ペットボトル               | 0.5 t/5h              |
|           | 容器包装(プラスチック・紙)       | 0.5 t/5h              |
| 敷 地 面 積   | 5,000 m <sup>2</sup> |                       |
| 延 べ 床 面 積 | 工場棟                  | 407.04 m <sup>2</sup> |
|           | ビン選別兼貯留場             | 128.25 m <sup>2</sup> |
|           | ペットボトル処理棟            | 110 m <sup>2</sup>    |
|           | ストックヤード施設            | 250 m <sup>2</sup>    |
|           | 圧縮梱包棟                | 251.62 m <sup>2</sup> |
|           | 全天候型作業場              | 405.76 m <sup>2</sup> |

### (3)最終処分場

中間処理施設から発生した焼却残渣や不燃残渣は、本町の最終処分場にて処分を行っている。

表2-7 最終処分場の概要

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 名 称     | 石井町一般廃棄物最終処分場                   |
| 所 在 地   | 石井町浦庄字上浦841番地の1                 |
| 供 用 開 始 | 平成12年度                          |
| 埋 立 面 積 | 7,300m <sup>2</sup>             |
| 埋 立 容 量 | 65,000m <sup>3</sup>            |
| 残 余 容 量 | 21,873m <sup>3</sup> (令和6年度末現在) |
| 埋 立 構 造 | 準好気性管理型最終処分場                    |

表2-8 最終処分量の推移

| 年度           | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3  | R4  | R5  | R6  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 直接埋立         | 0     | 137   | 128   | 216   | 110   | 90  | 74  | 80  | 75  |
| 焼却残渣         | 976   | 991   | 991   | 1,026 | 910   | 827 | 834 | 766 | 730 |
| 不燃残渣         | 144   | 0     | 13    | 11    | 15    | 15  | 8   | 12  | 9   |
| 最終処分量<br>(t) | 1,120 | 1,128 | 1,132 | 1,253 | 1,035 | 932 | 916 | 858 | 814 |

### 3. ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理の流れは以下のとおりである。

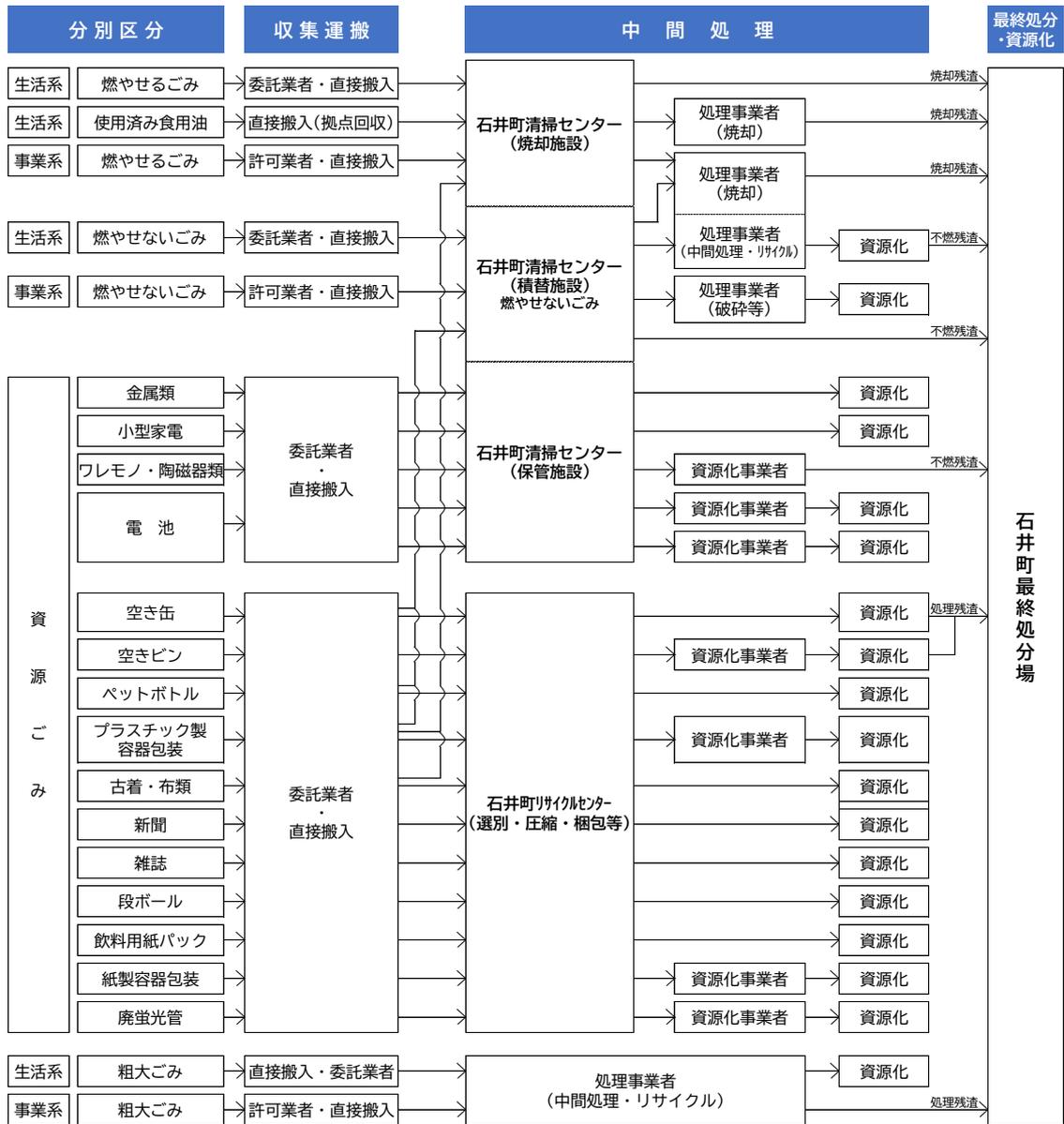


図2-2 ごみ処理フロー

## 第2節 ごみ排出量等の推移

### 1. ごみ排出量

年間ごみ排出量は平成30年度に一時増加したものの、その後は減少傾向にあり、令和6年度は7,632t/年であった。1人1日当たりごみ排出量も同様に減少傾向にあり、令和6年度は848gとなっている。

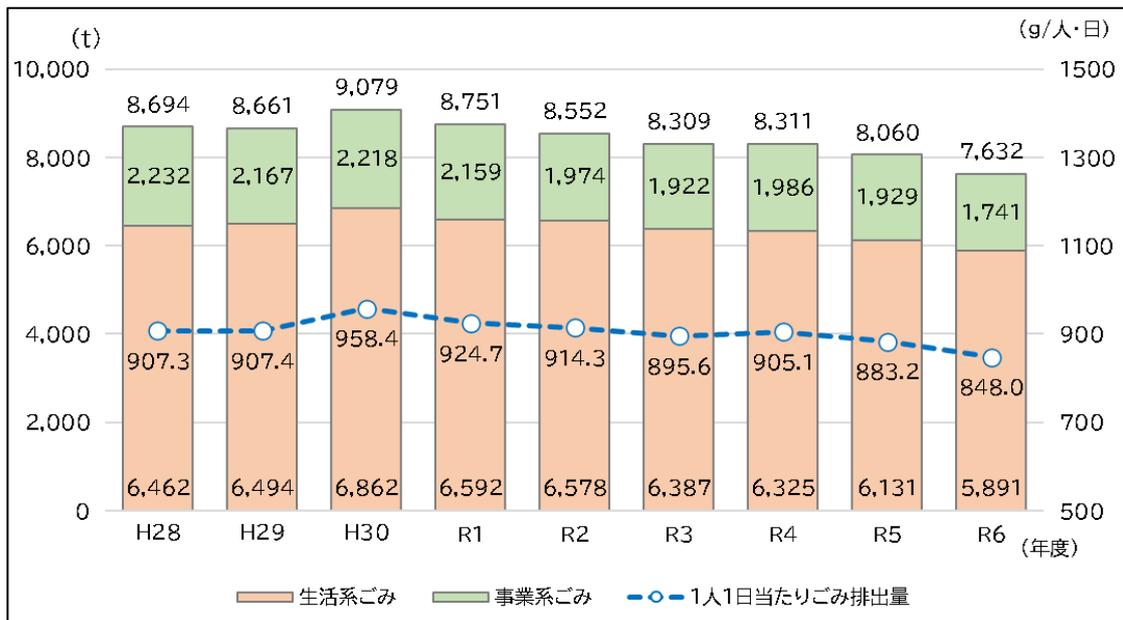


図2-3 ごみ排出量の推移

## 2. ごみ質の推移

本町では年に4回、燃やせるごみのごみ質測定を行っている。

三成分(水分・可燃分・灰分)は、可燃分が概ね半分を占めており、組成割合(湿ベース)は年度により若干の差はあるものの、概ね「紙類」、「厨芥類」、「ビニール・合成樹脂類」の順に多くなっている。

表2-9 燃やせるごみの性状

| 分析項目            |            | 年度<br>単位 | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   |
|-----------------|------------|----------|------|------|------|------|------|
| 三成分             | 水分         | %        | 54.7 | 58.9 | 51.8 | 54.3 | 42.7 |
|                 | 可燃分        | %        | 40.0 | 38.5 | 44.0 | 41.5 | 51.9 |
|                 | 灰分         | %        | 5.3  | 2.6  | 4.2  | 4.2  | 5.4  |
| 物理的組成<br>(湿ベース) | 紙類         | %        | 44.4 | 38.5 | 42.5 | 40.7 | 44.9 |
|                 | 布類         | %        | 1.9  | 4.2  | 2.7  | 1.6  | 4.7  |
|                 | ビニール・合成樹脂類 | %        | 15.1 | 10.4 | 13.7 | 11.6 | 14.6 |
|                 | ゴム・皮革類     | %        | 0.2  | 1.0  | 1.0  | 0.5  | 0.3  |
|                 | 木・竹・わら類    | %        | 13.3 | 9.8  | 6.2  | 11.6 | 13.7 |
|                 | 厨芥類        | %        | 21.8 | 34.3 | 30.4 | 31.2 | 19.9 |
|                 | 金属類        | %        | 0.1  | 0.2  | 0.3  | 0.3  | 0.1  |
|                 | その他        | %        | 3.3  | 1.6  | 3.2  | 2.5  | 1.9  |
| 分析項目            |            | 年度<br>単位 | R3   | R4   | R5   | R6   |      |
| 三成分             | 水分         | %        | 43.8 | 49.8 | 53.1 | 48.2 |      |
|                 | 可燃分        | %        | 51.0 | 45.7 | 43.9 | 47.8 |      |
|                 | 灰分         | %        | 5.1  | 4.5  | 2.9  | 4.0  |      |
| 物理的組成<br>(湿ベース) | 紙類         | %        | 49.4 | 44.9 | 45.8 | 46.3 |      |
|                 | 布類         | %        | 3.2  | 5.7  | 4.5  | 3.1  |      |
|                 | ビニール・合成樹脂類 | %        | 13.4 | 12.1 | 13.6 | 18.9 |      |
|                 | ゴム・皮革類     | %        | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 2.5  |      |
|                 | 木・竹・わら類    | %        | 6.4  | 2.6  | 7.3  | 9.3  |      |
|                 | 厨芥類        | %        | 26.5 | 32.4 | 27.9 | 18.5 |      |
|                 | 金属類        | %        | 0.1  | 0.3  | 0.0  | 0.3  |      |
|                 | その他        | %        | 1.0  | 2.0  | 0.8  | 1.1  |      |

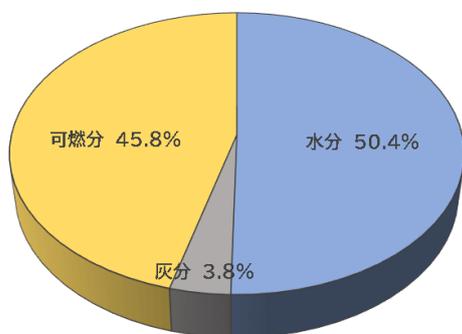


図2-4 三成分の割合

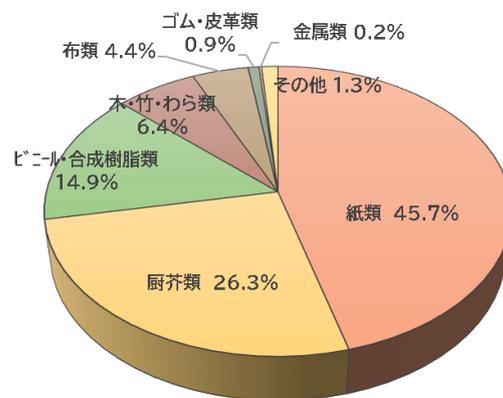


図2-5 組成割合

※図2-4、図2-5 いずれも直近3年度の平均値

### 3. ごみ処理経費及び維持管理費

ごみ処理事業費及び維持管理費の実績を以下に示す。令和6年度の1人当たりの年間処理経費は16,633円、1t当たりの処理経費は53,737円となっている。

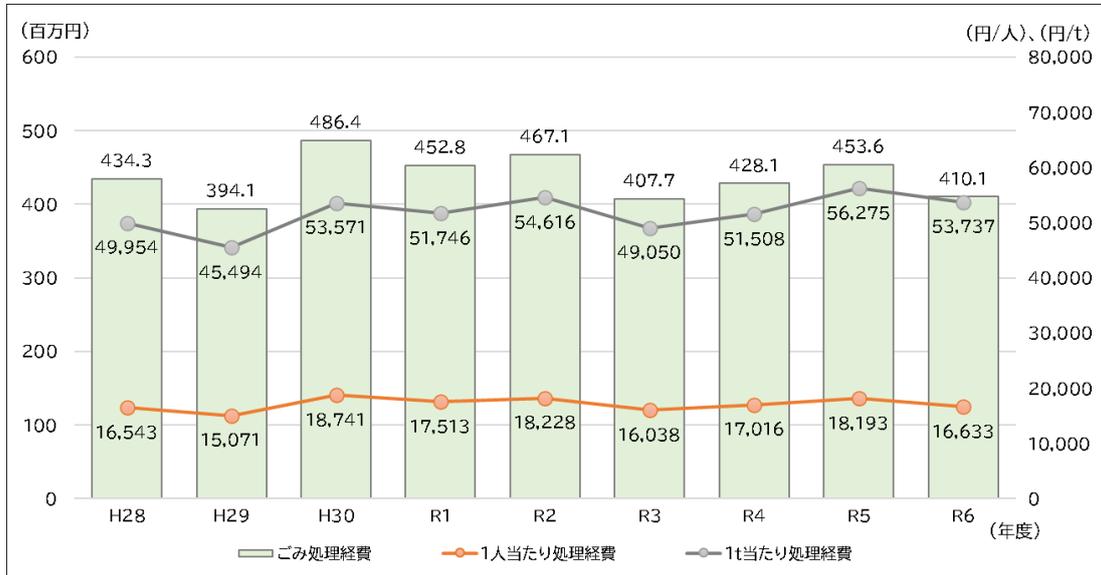


図2-6 ごみ処理経費と1人当たり処理経費、1t当たり処理経費の推移

表2-10 ごみ処理及び維持管理費の推移

| 年度                    |         | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      |         |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理及び<br>維持管理費<br>(千円) | 人件費     | 104,404 | 102,317 | 111,471 | 82,101  | 116,225 |         |
|                       | 処理費     | 収集運搬費   | 0       | 0       | 0       | 0       | 1,001   |
|                       |         | 中間処理費   | 93,451  | 93,847  | 125,345 | 109,518 | 109,936 |
|                       |         | 最終処分費   | 72,344  | 41,298  | 69,124  | 84,095  | 35,018  |
|                       |         | 小計      | 165,795 | 135,145 | 194,469 | 193,613 | 145,955 |
|                       | 車両等購入費  | 0       | 0       | 0       | 0       | 1,724   |         |
|                       | 委託費     | 収集運搬費   | 84,823  | 85,039  | 85,082  | 85,870  | 89,698  |
|                       |         | 中間処理費   | 63,501  | 54,692  | 79,633  | 75,035  | 73,080  |
|                       |         | 最終処分費   | 15,666  | 16,764  | 15,662  | 16,096  | 39,748  |
|                       |         | その他     | 111     | 111     | 111     | 112     | 650     |
| 小計                    |         | 164,101 | 156,606 | 180,488 | 177,113 | 203,176 |         |
| 合計                    | 434,300 | 394,068 | 486,428 | 452,827 | 467,080 |         |         |
| 年度                    |         | R3      | R4      | R5      | R6      |         |         |
| 処理及び<br>維持管理費<br>(千円) | 人件費     | 107,112 | 112,964 | 116,231 | 112,333 |         |         |
|                       | 処理費     | 収集運搬費   | 1,101   | 929     | 726     | 905     |         |
|                       |         | 中間処理費   | 42,429  | 74,013  | 95,227  | 65,279  |         |
|                       |         | 最終処分費   | 36,695  | 32,530  | 20,575  | 17,622  |         |
|                       |         | 小計      | 80,225  | 107,472 | 116,528 | 83,806  |         |
|                       | 車両等購入費  | 1,724   | 1,724   | 1,724   | 1,724   |         |         |
|                       | 委託費     | 収集運搬費   | 89,740  | 90,076  | 94,109  | 94,079  |         |
|                       |         | 中間処理費   | 86,482  | 87,639  | 91,297  | 84,886  |         |
|                       |         | 最終処分費   | 41,198  | 27,555  | 31,241  | 32,734  |         |
|                       |         | その他     | 1,172   | 657     | 2,499   | 568     |         |
| 小計                    |         | 218,592 | 205,927 | 219,146 | 212,267 |         |         |
| 合計                    | 407,653 | 428,087 | 453,629 | 410,130 |         |         |         |

#### 4. 本町のごみ処理施策の現状

##### (1) 分別・資源化

##### ① ごみ及び資源の分別区分の多様化

本町では、ごみ処理の方法や費用、リサイクルの観点から分別の多様化を進めており、現在19分別となっている。また、指定ごみ袋制度の導入により適正な排出を促進することで、分別収集を徹底し、ごみの減量及び資源化の促進を図っている。

表2-11 ごみ分別区分の経過

| 年月     | 内容  |
|--------|---|
| S53.4  | 燃やせるごみ、燃やせないごみの収集開始<br>粗大ごみの収集開始(※持込に限る)      |
| H9.10  | 空き缶、空きビンの追加<br>町指定ごみ袋の導入                      |
| H11.1  | ペットボトル、使用済み乾電池の追加                             |
| H14.4  | 紙製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、プラスチック製容器包装、白トレイの追加 |
| H18.1  | 使用済み食用油の追加(※持込に限る)                            |
| H23.1  | ワレモノ・陶磁器類、廃蛍光管の追加                             |
| H23.7  | 古着・布類の追加                                      |
| H25.4  | 金属類の追加  |
| H28.11 | 白トレイを「プラスチック製容器包装」に含む                         |
| H30.4  | 使用済み小型家電の追加(※持込に限る)                           |
| R3.4   | 小型充電式電池の追加(※持込に限る)                            |
| R4.4   | 使用済み乾電池及び小型充電式電池を「電池」として区分<br>(令和7年度現在 19分別)  |

## ②電気式生ごみ処理機等購入補助

本町では、家庭から排出される生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、広報誌等において減量に向けた取組や方法の紹介を行うとともに、家庭用電気式生ごみ処理機またはコンポスターの購入費に対して補助金を交付している。

- ・補助対象者：町内に住所を有し、かつ、居住している者
- ・補助対象機種：電気式生ごみ処理機及びコンポスター  
(※町内の取扱店で購入するものに限る)
- ・補助金額：購入金額の2分の1(限度額3万円)

表2-12 申請数の推移

| 年度        | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 電気式生ごみ処理機 | 6   | 4   | 2   | 0  | 6  | 10 | 4  | 2  | 0  |
| コンポスター    | 8   | 5   | 3   | 5  | 11 | 10 | 8  | 5  | 3  |
| 合計        | 14  | 9   | 5   | 5  | 17 | 20 | 12 | 7  | 3  |

## ③分別ルール浸透のための広報

ごみの収集日をはじめとした情報は町の広報誌やごみ分別辞典、ごみ収集カレンダーのほか、スマートフォン用アプリ「いしいアプリ」においても発信するなど、多様な手段を用いて分別ルールの周知啓発に努めている。

※「いしいアプリ」では防犯・防災、観光・イベント、子育て・福祉、地域のごみ収集日のお知らせなど、ユーザーが選択した公共情報をプッシュ通知で配信している。

## (2)高齢者等ごみ出し支援事業

本町では、令和4年11月から、通常の収集ではごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象に、特定の日にごみを戸別に収集するごみ出し支援事業を行っている。また、事前連絡なくごみが出ていない場合は、声かけ及び緊急連絡先へ連絡するなどの安否確認も行っている。

《利用世帯の要件(1から4のすべてに該当する世帯)》

- 1 石井町内に居住し、ごみを決められた集積場所へ出している世帯
- 2 次のいずれかに該当する方だけで構成される世帯
  - I) 高齢者:65歳以上かつ介護保険法による要支援1以上の方
  - II) 障がいのある方:下記のいずれかの手帳をお持ちの方
    - i) 身体障害者手帳1級又は2級
    - ii) 療育手帳A1又はA2
    - iii) 精神障害者保健福祉手帳1級
- 3 現に居宅介護サービスを利用している世帯
- 4 親族又は近隣住民等から集積場所までのごみ出しの協力を得ることができない世帯

表2-13 高齢者等ごみ出し支援事業 利用者数推移

| 年度      | R4<br>(11月以降) | R5 | R6 |
|---------|---------------|----|----|
| 利用者数(人) | 6             | 16 | 20 |

## (3)教育・啓発活動

主に町内小学校を対象にごみ処理施設の施設見学を受け入れている。ごみ処理の実状やごみの分別、出し方等について理解を深めていただく環境学習の場として活用し、次代を担うこどもたちの環境意識の向上とともに、こどもたちから各家庭へ共有することでの教育・啓発の発展も図っている。また、年に1回、ごみ収集カレンダーの作成・配布を行っているほか、町のホームページや広報誌、CATV等において広く啓発を行っている。

### 第3節 前回計画目標の達成状況

#### 1. 前回計画目標に対する進捗

前回計画で定めた目標と、目標に対する進捗を以下に示す。

令和6年度のごみ排出量は7,632t、1人1日当たりごみ排出量は848gとなっている。また、再生利用率は21.3%、最終処分量は814t、1人1日当たり生活系ごみ排出量は655gとなっている。減量目標に対しては順調に推移しており、再生利用率も一定の水準を維持している。

1人1日当たりごみ排出量と最終処分量はすでに前回計画目標を達成している状況であり、また、ごみ排出量と再生利用率及び1人1日当たり生活系ごみ排出量は、現状のまま推移すればいずれも概ね達成する見込みとなっている。

表2-14 数値目標の評価

| 項目                             | 前回計画目標 |                        | 実績         |          |            |
|--------------------------------|--------|------------------------|------------|----------|------------|
|                                | 目標年度   | 目標値                    | 基準年<br>H28 | 実績<br>R6 | 進捗評価       |
| ごみ排出量<br>(t/年)                 | R15    | 7,570t<br>(H28比約13%削減) | 8,694t     | 7,632t   | ○<br>達成見込み |
| 1人1日当たり<br>ごみ排出量<br>(g/人・日)    | R15    | 891g<br>(H28比約2%削減)    | 907g       | 848g     | ◎<br>達成    |
| 再生利用率<br>(%)                   | R15    | 21%<br>(H28比同等)        | 21.2%      | 21.3%    | ○<br>達成見込み |
| 最終処分量<br>(t/年)                 | R15    | 982t<br>(H28比約13%削減)   | 1,120t     | 814t     | ◎<br>達成    |
| 1人1日当たり<br>生活系ごみ排出量<br>(g/人・日) | R15    | 642g<br>(H28比約5%削減)    | 674g       | 655g     | ○<br>達成見込み |

### (1)ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量

ごみ排出量は平成30年度に一時増加したものの、全体的に減少傾向にある。

排出量は令和15年度目標値に近づきつつあり、令和6年度実績は平成28年度実績比で約12%減少している。1人1日当たり排出量は、令和5年度以降目標値を下回って推移しており、令和6年度実績は、平成28年度実績比で約6.5%の減少となっている。

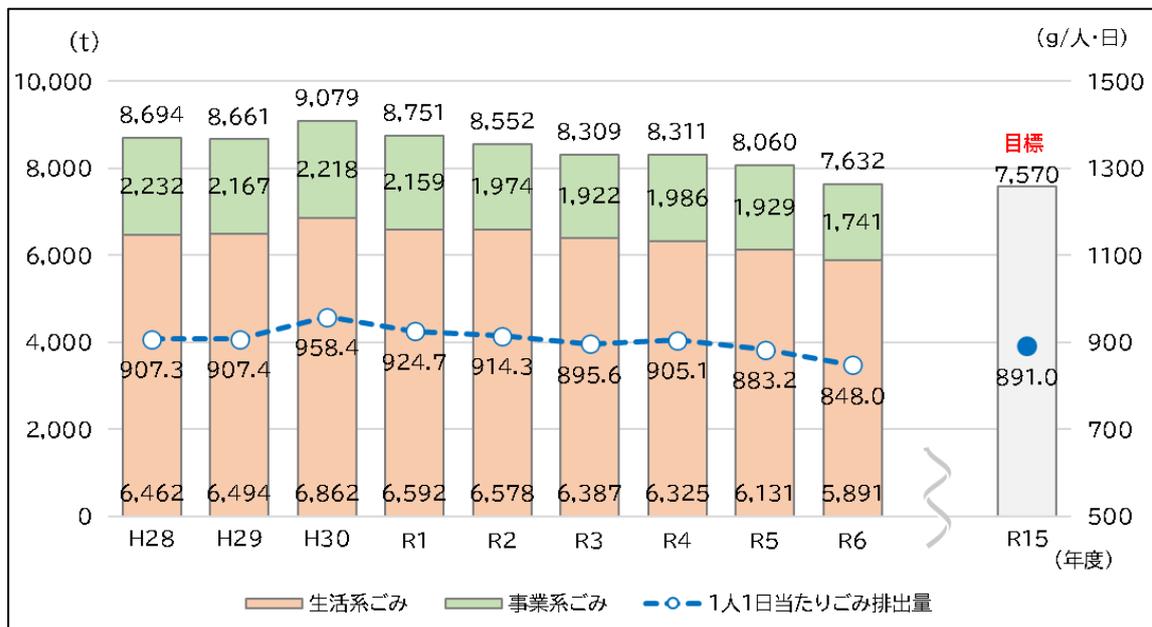


図2-7 ごみ排出量の推移

## (2)再生利用率

再生利用率は目標である21%に対して概ね同水準で推移しており、令和6年度実績は21.3%となっている。

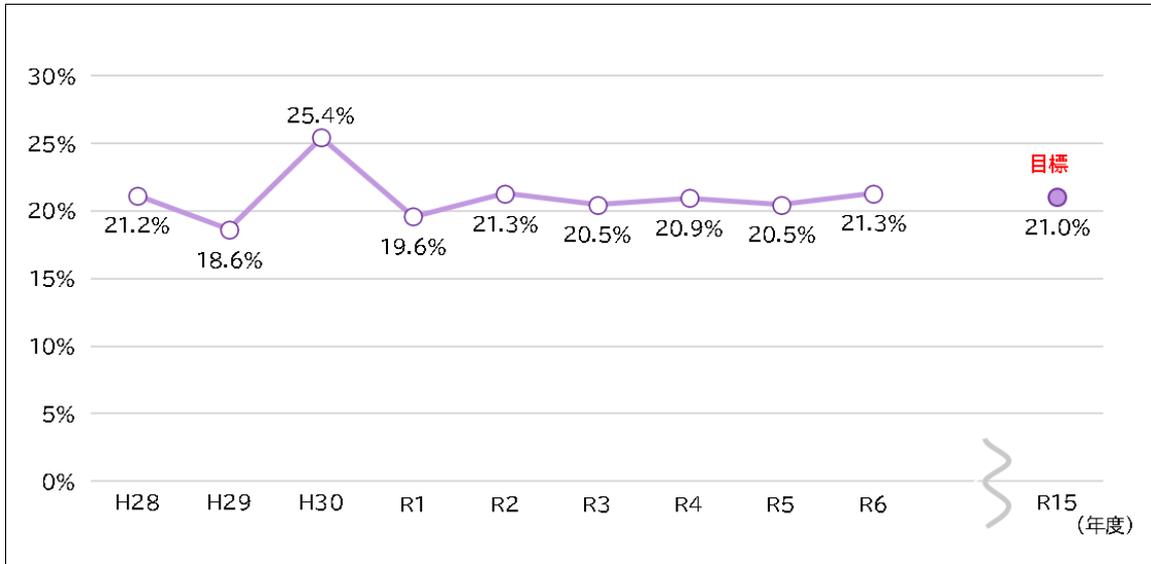


図2-8 再生利用率の推移

表2-15 資源化量及び再生利用率の推移

| 年度         | H28   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 紙類         | 403   | 403   | 380   | 386   | 383   | 368   | 359   | 348   | 309   | 297   |
| 紙パック       | 5     | 5     | 5     | 5     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     |
| 紙製容器包装     | 40    | 40    | 40    | 38    | 30    | 29    | 21    | 21    | 20    | 19    |
| 金属類        | 218   | 218   | 215   | 232   | 138   | 287   | 234   | 193   | 188   | 236   |
| ガラス類       | 146   | 146   | 129   | 137   | 141   | 126   | 118   | 137   | 121   | 122   |
| ペットボトル     | 52    | 52    | 46    | 53    | 56    | 49    | 52    | 51    | 48    | 55    |
| 容器包装プラスチック | 141   | 141   | 144   | 279   | 172   | 149   | 154   | 157   | 142   | 151   |
| 布類         | 58    | 58    | 58    | 67    | 70    | 65    | 64    | 57    | 53    | 54    |
| 固形燃料       | 88    | 776   | 585   | 1,103 | 711   | 734   | 686   | 762   | 753   | 678   |
| 燃料         | 688   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| その他        | 0     | 0     | 11    | 8     | 7     | 7     | 7     | 8     | 9     | 7     |
| 資源化量 計 (t) | 1,839 | 1,839 | 1,613 | 2,308 | 1,714 | 1,820 | 1,701 | 1,740 | 1,649 | 1,625 |
| ごみ排出量 (t)  | 8,693 | 8,694 | 8,661 | 9,079 | 8,751 | 8,552 | 8,309 | 8,311 | 8,060 | 7,632 |
| 再生利用率 (%)  | 21.2  | 21.2  | 18.6  | 25.4  | 19.6  | 21.3  | 20.5  | 20.9  | 20.5  | 21.3  |

### (3)最終処分量

最終処分量は、平成30年度までほぼ一定で推移しており、令和元年度に一時増加したものの、その後は減少傾向にある。

令和15年度目標である982tに対して令和3年度にはすでに目標値に達しており、以降は目標値を下回って推移している。令和6年度実績値は814tと、平成28年度実績と比較して約27%の減少となっている。

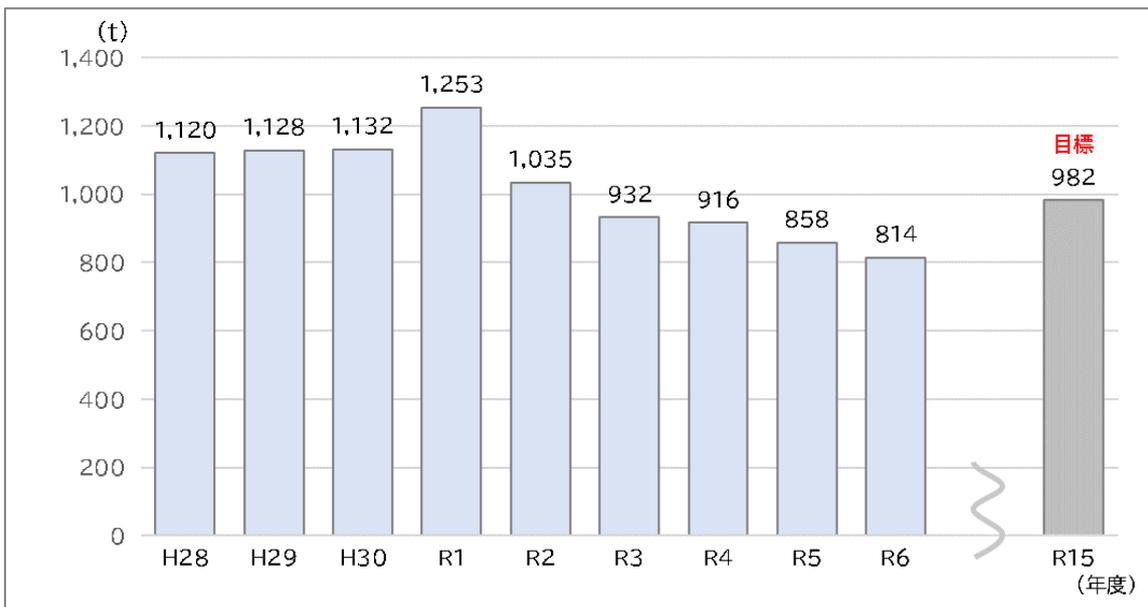


図2-9 最終処分量の推移

#### (4)1人1日当たり生活系ごみ排出量

1人1日当たり生活系ごみ排出量は平成30年度に一時増加したものの、全体的に減少傾向にある。資源を除いた排出量推移も同様の傾向にある。

このまま推移すれば、令和15年度目標は前倒しで達成すると推定される。

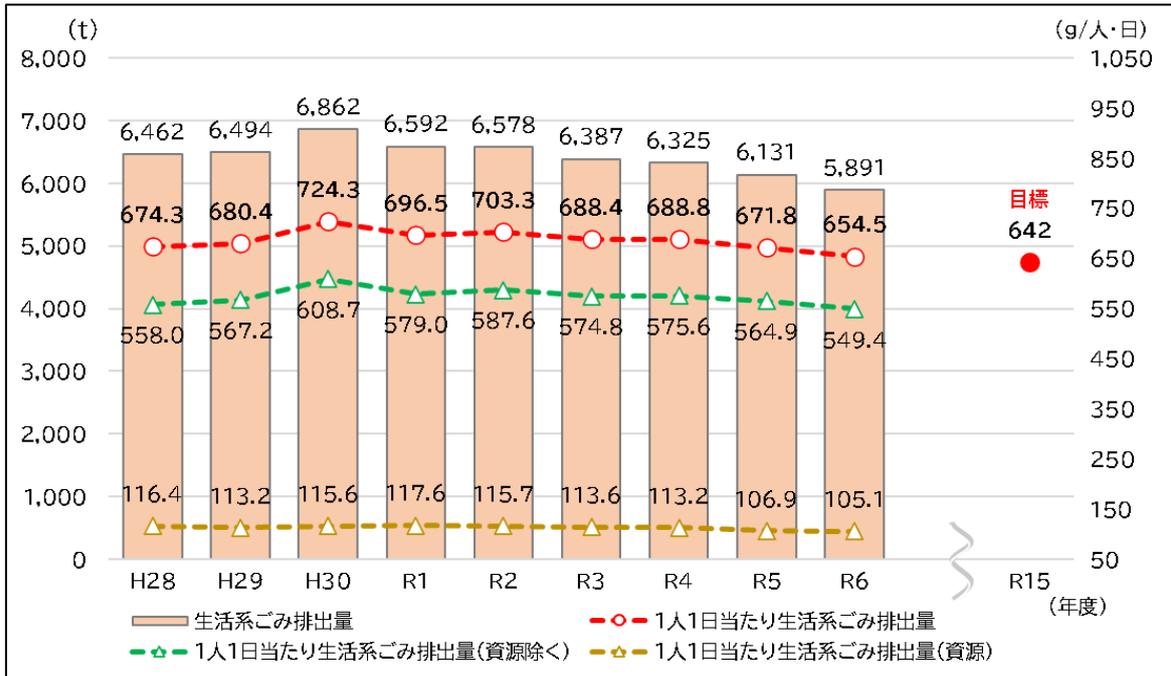


図2-10 生活系ごみ排出量の推移

《参考》

①国の指標における目標値

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)において、以下のごみ排出量等の目標が設定されている。

《環境省告示第6号(令和7年2月)》

指標① ごみ排出量

⇒令和12年度までに令和4年度比約9%削減

指標② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量\*

⇒令和12年度までに約478g

指標③ 再生利用率

⇒令和12年度までに約26%

指標④ 1人1日当たりごみ焼却量

⇒令和12年度までに約580g

指標⑤ 最終処分量

⇒令和12年度までに令和4年度比約5%削減

※家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 - 集団回収量 - 資源ごみ排出量

表2-16 国の基本方針における目標に対する本町の達成状況(見込み)

| 指標                             | 基本方針<br>(令和7年2月通知) |             | 本町の実績     |          |               |
|--------------------------------|--------------------|-------------|-----------|----------|---------------|
|                                | 目標<br>年度           | 目標値         | 基準年<br>R4 | 実績<br>R6 | 進捗評価<br>(見込み) |
| ごみ排出量<br>(t/年)                 | R12                | R4年度比約9%削減  | 8,311t    | 7,632t   | ○<br>約8%減     |
| 1人1日当たり<br>家庭系ごみ排出量<br>(g/人・日) | R12                | 約478g(資源除く) | 576g      | 547g     | ×             |
| 再生利用率<br>(%)                   | R12                | 約26%        | 20.9%     | 21.3%    | ×             |
| 1人1日当たり<br>ごみ焼却量<br>(g/人・日)    | R12                | 約580g       | 707g      | 658g     | ×             |
| 最終処分量<br>(t/年)                 | R12                | R4年度比約5%削減  | 916t      | 814t     | ○<br>約11%減    |

## ②徳島県の目標値

「第五期徳島県廃棄物処理計画」においては、以下の削減目標が設定されている。

### 《一般廃棄物の目標》

#### 指標① ごみ排出量

⇒令和7年度までに平成30年度比約19%削減

#### 指標② 1人1日当たりごみ排出量

⇒令和7年度までに平成30年度比約11%削減

#### 指標③ 1人1日当たり生活系ごみ排出量

⇒令和7年度までに平成30年度比約15%削減

#### 指標④ 再生利用率

⇒令和7年度までに約30%

#### 指標⑤ 最終処分量

⇒令和7年度までに平成30年度比約32%削減

表2-17 県計画の数値目標に対する本町の達成状況(見込み)

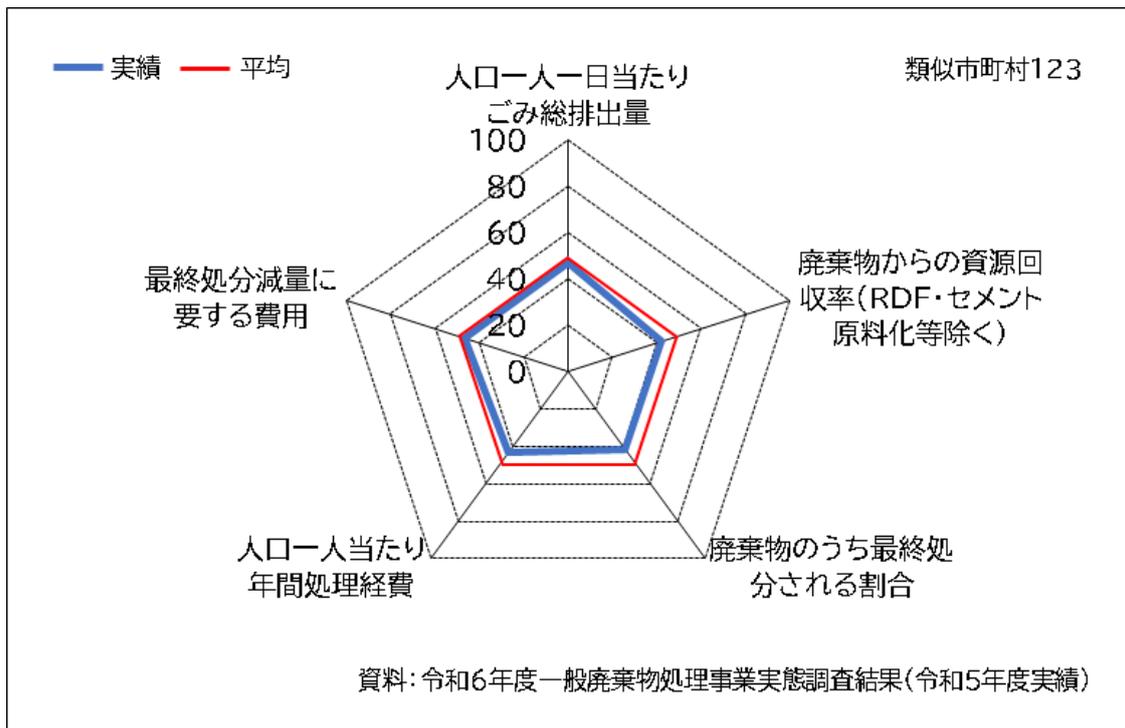
| 指標                             | 第五期徳島県廃棄物処理計画 |              | 本町の実績      |          |               |
|--------------------------------|---------------|--------------|------------|----------|---------------|
|                                | 目標年度          | 目標値          | 基準年<br>H30 | 実績<br>R6 | 進捗評価<br>(見込み) |
| ごみ排出量<br>(t/年)                 | R7            | H30年度比約19%削減 | 9,079t     | 7,632t   | ○<br>約16%減    |
| 1人1日当たり<br>ごみ排出量<br>(g/人・日)    | R7            | H30年度比約11%削減 | 958g       | 848g     | ○<br>約11%減    |
| 1人1日当たり<br>生活系ごみ排出量<br>(g/人・日) | R7            | H30年度比約15%削減 | 724g       | 655g     | ×<br>約10%減    |
| 再生利用率<br>(%)                   | R7            | 約30%         | 25.4%      | 21.3%    | ×             |
| 最終処分量<br>(t/年)                 | R7            | H30年度比約32%削減 | 1,132t     | 814t     | △<br>約28%減    |

## 2. ごみ処理の評価

### (1) 類似自治体との比較 ※R5年度分

本町の令和5年度におけるごみ処理システムについて、市町村一般廃棄物処理システム(環境省)を用いて類似市町村との比較を行った。

1人1日当たりごみ排出量は平均と同等であるが、その他の項目は平均を下回っている。(それぞれの指標について、優れているほど数値が大きくなる。)



|         |      |    |                          |
|---------|------|----|--------------------------|
| 類型都市の概要 | 都市形態 | 町村 |                          |
|         | 人口区分 | V  | 20,000人以上                |
|         | 産業構造 | 2  | Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上 |

| 標準的な指標   |                                 | 算出式  | 単位     |
|----------|---------------------------------|--|--------|
| 廃棄物の発生   | 人口一人一日当たりごみ総排出量                 | $= \text{ごみ総排出量} \div 366 \div \text{計画収集人口} \times 10^3$                                | kg/人・日 |
| 廃棄物の再生利用 | 廃棄物からの資源回収率<br>(RDF・セメント原料化等除く) | $= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$   | t/t    |
| 最終処分     | 廃棄物のうち最終処分される割合                 | $= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$  | t/t    |
| 費用対効果    | 人口一人当たり年間処理経費                   | $= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$  | 円/人・年  |
|          | 最終処分減量に要する費用                    | $= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$ | 円/t    |

図2-11 ごみ処理システム分析結果

## (2)徳島県内市町村との比較

徳島県内全体の令和5年度における1人1日当たりごみ排出量は910.6gとなっており、本町は徳島県全体より27.3g少ない。

また、徳島県内24市町村の資源化率は図2-13のとおりで、本町の資源化率は徳島県平均15.8%よりも、4.7ポイント高い状況である。

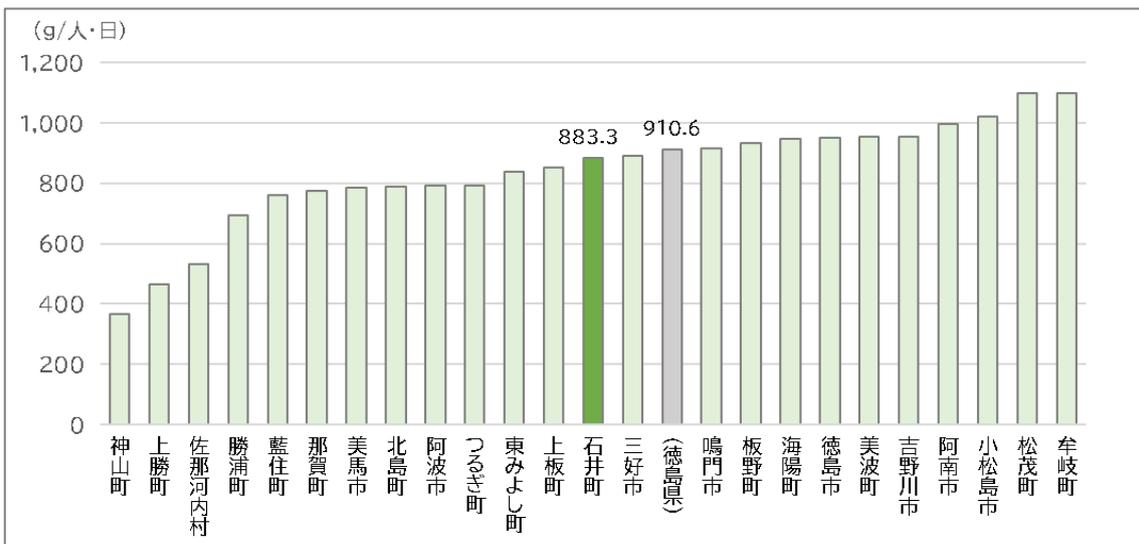


図2-12 1人1日当たりごみ排出量の市町村比較

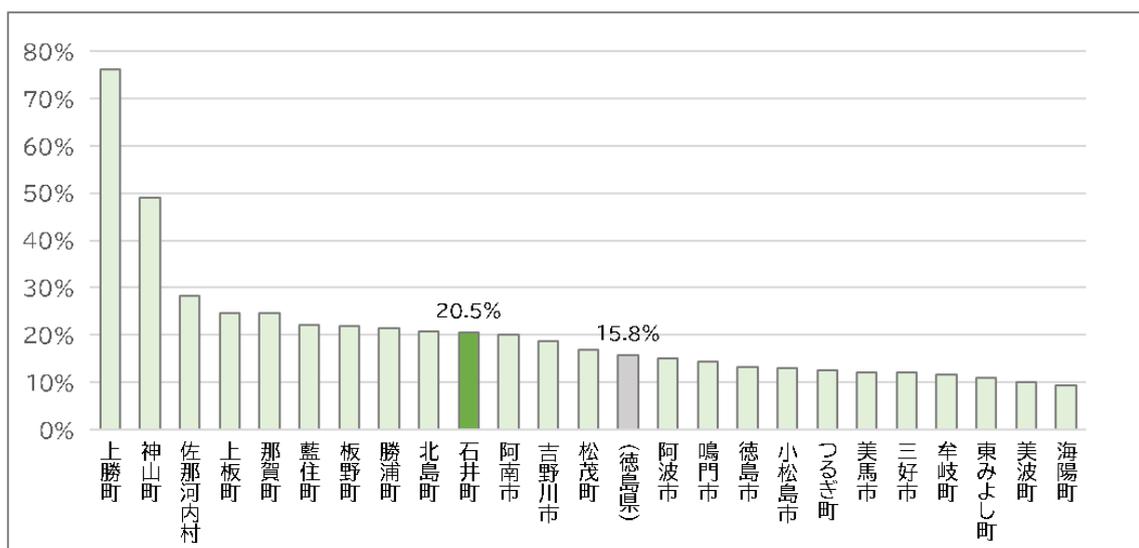


図2-13 資源化率の市町村比較

## 第4節 ごみ処理の課題

### 1. 発生抑制及び資源化

町民や事業者の理解・協力により本町のごみ排出量は減少傾向にあり、徳島県平均よりは少ないものの、国・県の目標数値には届かない状況にある。

資源化率は、概ね目標を維持できているが、新聞購読率の低下や包装容器の削減・軽量化等により、今後、資源物自体が減少していくことが予測される。民間事業者による資源回収も拡がっており、事業者とも協働して町全体で資源化を進めていく必要がある。

### 2. 収集・運搬

収集・運搬は現在の体制を継続しつつ、今後も安全かつ適正に収集運搬できる体制について引き続き検討する。

また、令和4年度より新たに開始した、高齢者・障がいのある方を対象としたごみ出し支援事業の利用者は年々増加しており、高齢化や単独世帯の増加に伴い、今後も増加することが想定される。支援を必要とされる方への周知を進めるとともに、適切なサービスの継続を図る必要がある。

### 3. 中間処理及び最終処分

石井町清掃センターは供用開始から47年経過し、老朽化が進んでいるため、今後のごみ処理に支障が出ないように、適正な維持管理及び長寿命化を図らなければならない。

平成28年からごみ処理の広域化に向けた検討を周辺自治体と進めていたものの、協議が整わず、新たなごみ処理施設の整備については広域から本町単独での検討へと方針転換が必要となっている。将来にわたり安全で安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するために、将来的に民間に委託することも視野に入れて検討を進めていく必要がある。

最終処分量は、ごみ排出量の削減に伴い減少しているものの、最終処分場の残余量には限りがある。埋立量を削減するため、ごみ減量・リサイクルの推進に加え、最終処分場の将来的な在り方を含めた運用の検討が必要である。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本方針

#### 基本方針1 ごみの減量及び資源化の推進

本町におけるごみ排出量は近年減少傾向にあるものの、燃やせるごみの中には、紙類や厨芥類等が多く含まれていることから、これらの発生抑制・資源化により更なるごみの減量が可能と考えられる。今後も各施策によりごみの減量及び資源化を推進し、循環型社会の構築を目指す。

#### 基本方針2 持続可能な処理体制の構築

本町のごみ処理施設の老朽化や維持管理費の高騰、職員の高齢化等の課題がある中で、今後も安全かつ安定的に処理を行うために、広域化や民間委託も視野に入れた新たなごみ処理システムの構築に向けて引き続き検討を進めていくこととする。

#### 基本方針3 町民・事業者・行政の連携による取組の推進

本計画の目標達成のためには、町民一人ひとりの取組や事業活動における意識改革・工夫が必要であると同時に、各主体（町民・事業者と本町）が連携して取り組むことが重要である。町民や事業者の意識向上を図るため、情報発信や啓発を積極的に推進していくとともに、施策によりごみの減量・資源化を進めていく。

## 第2節 将来推計

### 1. 人口予測

令和 22 年度の人口は、22,073 人と設定した。

本計画では、石井町総合発展計画(人口ビジョン)における人口推計結果を採用した。なお、推計人口は5年ごとの推計であるため、その間の人口については直線補完により算出している。

上記により、本計画の最終目標年度である令和22年度の人口は22,073人と設定した。

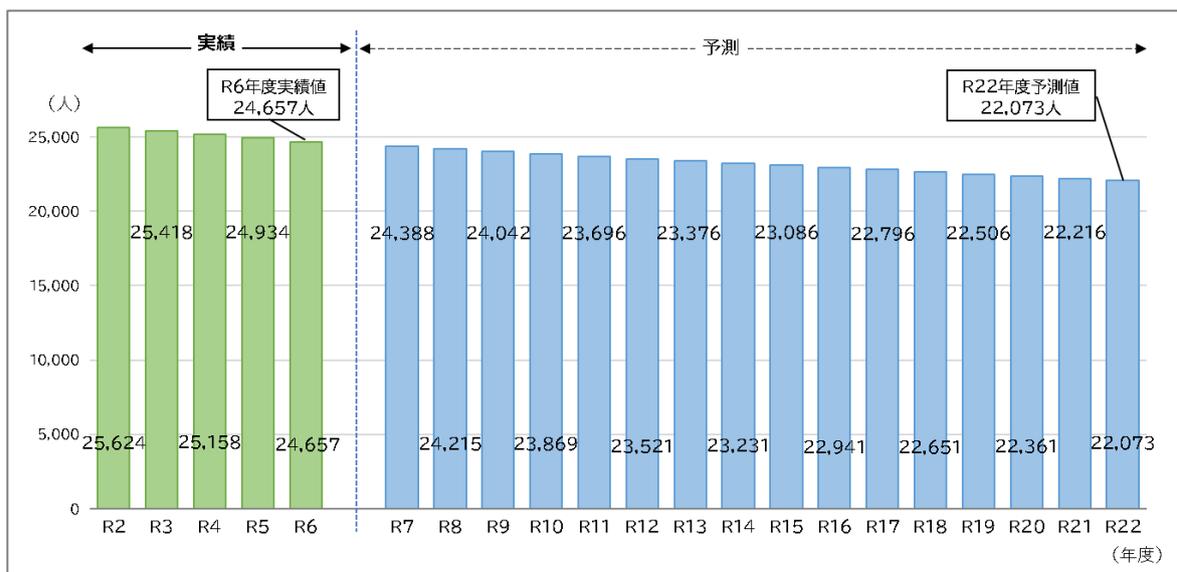


図3-1 将来人口推計

## 2. ごみ排出量の予測(このまま推移した場合)

### (1) 推計の方法

推計の手順を図3-9に示す。

将来のごみ排出量は、これまでのごみ排出量実績に基づき、現在の施策をこのまま継続した場合のごみ排出量として推計した。なお、トレンド予測に当たっては、将来の社会・経済動向やごみ量などを勘案して採用式を決定した。

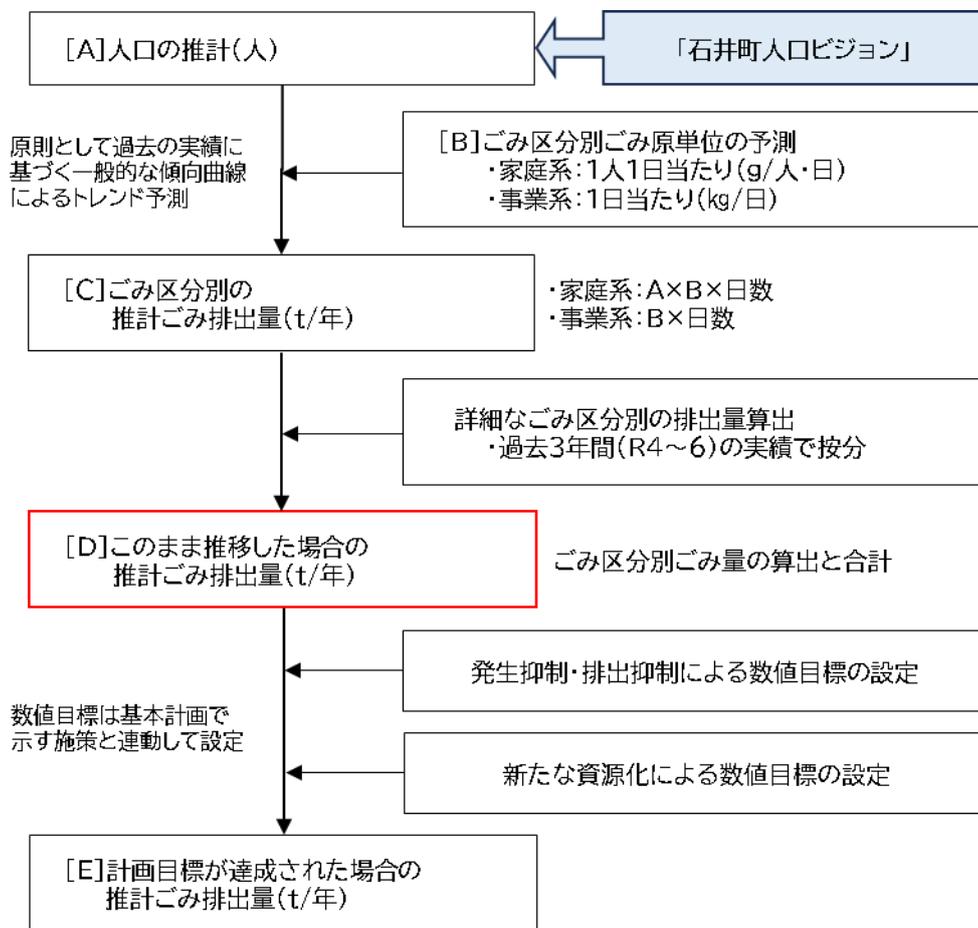


図3-2 推計の手順

(2)このまま推移した場合の推計結果

令和 22 年度のごみ排出量は、6,817t(846.1g/人・日)と推計した。

推計結果を表3-1に示す。このまま推移した場合、生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量のいずれも減少すると想定しており、最終目標年度である令和22年度におけるごみ排出量は6,817tの見込みとなっている。

表3-1 このまま推移した場合のごみ排出量

|         |         | 年度 | (R6)<br>実績 | 中間<br>(R12)<br>目標 | 中間<br>(R17)<br>目標 | 最終<br>(R22)<br>目標 |
|---------|---------|----|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|         |         |    |            |                   |                   |                   |
| 人口 (人)  |         |    | 24,657     | 23,521            | 22,796            | 22,073            |
| 生活系     | 燃やせるごみ  |    | 3,790      | 3,601             | 3,493             | 3,367             |
|         | 燃やせないごみ |    | 422        | 408               | 396               | 383               |
|         | 資源ごみ    |    | 966        | 894               | 854               | 814               |
|         | 粗大ごみ    |    | 706        | 681               | 662               | 639               |
|         | 有害ごみ    |    | 7          | 8                 | 8                 | 7                 |
| 生活系     | 小計 (t)  |    | 5,891      | 5,591             | 5,411             | 5,209             |
| 事業系     | 燃やせるごみ  |    | 1,633      | 1,568             | 1,536             | 1,503             |
|         | 燃やせないごみ |    | 31         | 38                | 40                | 41                |
|         | 粗大ごみ    |    | 77         | 70                | 66                | 63                |
| 事業系     | 小計 (t)  |    | 1,741      | 1,675             | 1,641             | 1,608             |
| 総合計 (t) |         |    | 7,632      | 7,266             | 7,053             | 6,817             |

### 第3節 数値目標

#### 1. 目標項目及び目標値の設定

国の基本方針及び県計画における目標に対する本町の達成状況を勘案して、本町の現状を踏まえ、中間年度(令和12年度、令和17年度)及び最終目標年度(令和22年度)の目標を以下のとおり設定した。

表3-2 本町の目標値

| 年度                             | 基準<br>(R6)<br>実績 | 中間<br>(R12)<br>目標 | 中間<br>(R17)<br>目標 | 最終<br>(R22)<br>目標 |
|--------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ごみ排出量<br>(t/年)                 | 7,632t           | 7,149t            | 6,797t            | 6,487t            |
| 1人1日当たり<br>家庭系ごみ排出量<br>(g/人・日) | 547g             | 523g              | 500g              | 488g              |
| 1人1日当たり<br>ごみ焼却量<br>(g/人・日)    | 658g             | 627g              | 602g              | 591g              |
| 再生利用率<br>(%)                   | 21.3%            | 23.1%             | 24.4%             | 24.9%             |
| 最終処分量<br>(t/年)                 | 814t             | 747t              | 701t              | 667t              |

## 2. 目標達成時の排出量推移

目標を達成した場合のごみ排出量の見込みを表3-3に示す。

表3-3 目標を達成した場合のごみ排出量

| 年度         |         | (R6)   | 中間     | 中間     | 最終     |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|
|            |         | (R6)   | (R12)  | (R17)  | (R22)  |
|            |         | 実績     | 目標     | 目標     | 目標     |
| 人口 (人)     |         | 24,657 | 23,521 | 22,796 | 22,073 |
| 生活系        | 燃やせるごみ  | 3,790  | 3,407  | 3,137  | 2,942  |
|            | 燃やせないごみ | 422    | 408    | 396    | 383    |
|            | 資源ごみ    | 966    | 1,058  | 1,125  | 1,122  |
|            | 粗大ごみ    | 706    | 669    | 632    | 600    |
|            | 有害ごみ    | 7      | 8      | 8      | 7      |
| 生活系 小計 (t) |         | 5,891  | 5,549  | 5,299  | 5,054  |
| 事業系        | 燃やせるごみ  | 1,633  | 1,492  | 1,393  | 1,329  |
|            | 燃やせないごみ | 31     | 38     | 40     | 41     |
|            | 粗大ごみ    | 77     | 70     | 66     | 63     |
| 事業系 小計 (t) |         | 1,741  | 1,600  | 1,499  | 1,433  |
| 総合計 (t)    |         | 7,632  | 7,149  | 6,797  | 6,487  |

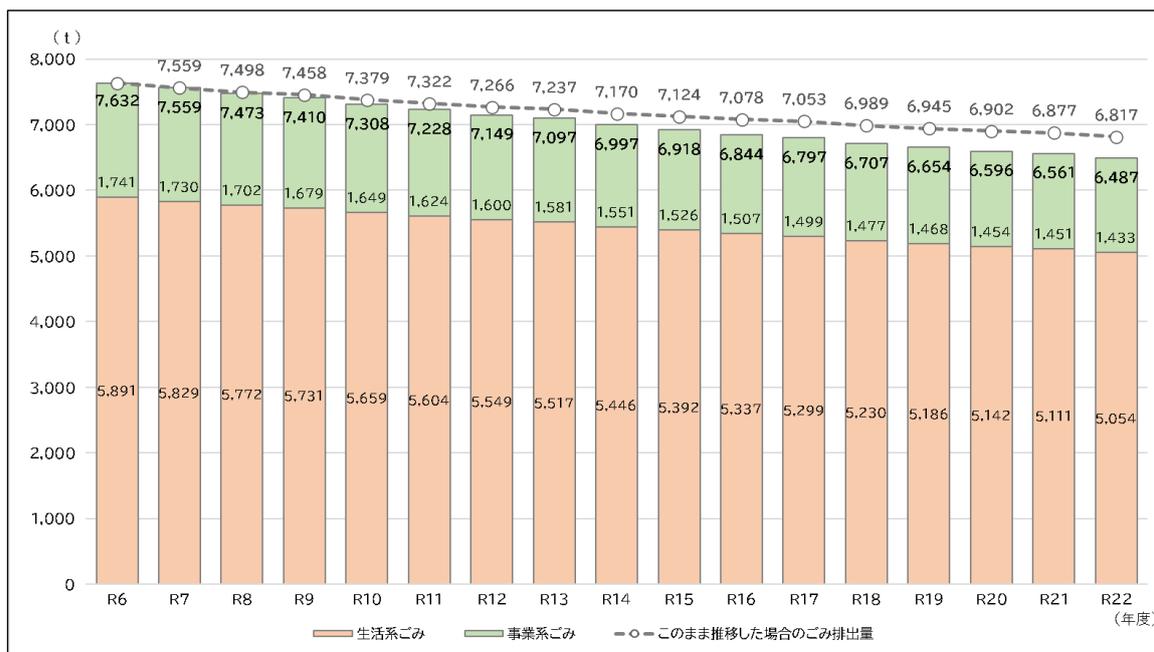


図3-3 目標達成時の排出量推移

## 第4節 目標達成に向けた施策

### 1. 施策の内容

目標達成に向けた施策と、各施策における取組内容を以下に示す。

#### 基本方針1 ごみの減量及び資源化の推進

#### 施策1-(1)発生抑制(リデュース)の推進

|  |
|--|
| ○ 生ごみの水切り、食品ロス削減運動の推進  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生ごみ3キリ運動<sup>※1</sup>の推進(使いきり 食べきり 水きり)</li><li>・ 3010(さんまるいちまる)運動<sup>※2</sup>の推進</li><li>・ 関連団体と連携したフードドライブ<sup>※3</sup>実施、協力の呼びかけ</li><li>・ 食材使い切りレシピ等のアイデア、食品ロス削減に向けた取組の紹介、公募</li><li>・ 適正量の計画的な購入に向けた意識啓発</li></ul> |
| ○ 家庭用生ごみ処理機の普及啓発   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気式生ごみ処理機等購入費補助制度の継続実施</li><li>・ 制度活用に関する啓発</li></ul>  |
| ○ 使い捨てプラスチックごみの発生抑制  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ マイバッグ、マイボトル等の活用推進</li><li>・ 過剰包装を断る(リフューズ)、簡易包装への協力要請</li><li>・ 詰替え製品やリターナブル容器の優先選択に向けた啓発</li></ul>  |
| ○ 紙類、その他の削減  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 簡易包装への協力要請</li><li>・ 事務所等におけるペーパーレス化の推奨</li></ul>  |

※1 買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみの水分を切る「水きり」を心掛けることで生ごみ、食品ロスを削減する取組。

※2 宴会時に乾杯後30分と終了前10分を、席を離れず食べ残しを減らすための時間に充てる取組。

※3 家庭で余った食料品を集め、必要としている方に届ける活動のこと。提供先は地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設など。

## 施策1-(2)再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進

|  |
|--|
| ○ 地域における分別・資源化の推進  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 分別辞典、ごみ収集カレンダーの提供</li><li>・ 民間による資源物の回収拠点等の情報発信</li><li>・ 広報誌、SNS、アプリ等を活用した情報提供の推進</li></ul>             |
| ○ リユースの推進  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 町民生活圏のリユースショップ等の情報提供</li><li>・ フリマアプリ・リユース事業者との連携検討</li></ul>  |
| ○ 事業所における資源化の推進  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業系ごみ削減に向けた手引き等の作成検討</li><li>・ 資源化可能物混入防止に向けた搬入物検査及び指導</li><li>・ 多量の一般廃棄物排出事業者への分別及び減量化指導の実施検討</li></ul> |
| ○ 新たな資源回収制度の導入可能性検討  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 先行事例及び、国・事業者等の動向調査</li><li>・ リサイクル推進のための体制構築に向けた検討</li></ul>   |

## 基本方針2 持続可能な処理体制の構築

### 施策2-(1)適正排出の推進

|   |
|---|
| ○ ごみ出し・分別ルールの周知徹底   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・施設における搬入物検査の実施</li><li>・ルールが守られていない排出に対する指導啓発の強化</li><li>・モバイルバッテリー、リチウムイオン電池等危険物の混入防止に向けた啓発</li><li>・適正処理困難物の処理ルートの確保</li></ul> |
| ○ 不法投棄の防止   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体等と連携したパトロール及び監視体制の整備</li><li>・地域清掃活動の推進</li></ul>  |

### 施策2-(2)社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の確立

|   |
|---|
| ○ 適切な収集運搬体制の確保  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・委託事業者への法令順守啓発</li><li>・ごみ収集車による環境負荷低減に向けた取組の検討</li><li>・高齢者・障がい者対象のごみ出し支援の継続実施</li><li>・効率的な収集ルート及び収集体制の検討</li></ul> |
| ○ 適切な中間処理体制の確保  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・清掃センターをはじめとする処理施設の適正な運用、維持管理</li><li>・広域化や民間活用も視野に入れた今後の処理施設・体制に係る検討</li></ul>                                       |
| ○ 災害廃棄物への対応   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・石井町災害廃棄物処理計画の定期的な点検、見直し</li><li>・職員の教育・訓練等による処理体制の強化</li></ul>   |
| ○ 適切な費用負担のあり方についての検討  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ処理経費及び負担割合等の把握、他自治体との均衡等の調査</li><li>・適切な手数料負担に係る検討</li></ul>   |

### 基本方針3 町民・事業者・行政の連携による取組の推進

#### 施策3-(1)効果的な情報発信・啓発の推進

|  |
|--|
| ○ 必要な情報を的確に提供する手法の選定   |
| ・ 広報誌、ホームページ、SNS、アプリ等多様な手法を用いた情報の発信<br>・ 世代・国籍等様々な背景を考慮した情報提供の実施 |
| ○ ごみ処理の現状の共有   |
| ・ ごみ組成調査等の実施<br>・ ごみ処理状況及び進捗状況の公開                                |
| ○ 全国的な取組月間と連動した啓発の実施   |
| ・ 環境月間、食品ロス削減月間をはじめとした、全国的な取組期間における重点的な啓発・キャンペーン等の実施             |

#### 施策3-(2)地域が一体となって取り組む環境づくり

|   |
|---|
| ○ 環境教育の充実   |
| ・ ごみ処理施設見学会の実施<br>・ 出前授業、ワークショップといった学習機会の充実   |
| ○ 地域イベント等を活用した学びの推進   |
| ・ イベント等におけるマイバッグやリユース食器の推奨、企画展などの環境啓発の推進<br>・ 町民のごみ減量・資源化、環境配慮行動等に対する“いしいコイン”のポイント付与の検討 |

## 2. 各主体(町民・事業者・行政)の役割

本計画の目標達成に向け、町民・事業者・行政(本町)の各主体がそれぞれの役割を担い、協働して取り組むことが重要である。各主体の役割を以下に示す。

### 【町民の役割】

- ごみの発生抑制を意識した生活を心掛ける。
- 資源物の分別・リサイクルの徹底に努める。
- 製品やサービスの購入時には環境に配慮したものを選択する。
- 環境学習や地域のイベント等に積極的に参加する。

### 【事業者の役割】

- 製造から流通、販売に至る過程全体において、廃棄物の排出抑制に努める。
- 排出する廃棄物の適正な処理及び再資源化に努める。
- グリーン購入や環境管理システム(ISO14001 等)の導入など、環境に配慮した事業活動の展開に努める。
- 町の施策等に協力し、町や消費者等への適切な情報提供などを行う。
- 地域社会の一員として地域活動に積極的に参加する。

### 【行政(本町)の役割】

- ごみの減量・リサイクルの推進のための施策を検討、推進する。
- ごみの排出状況を適切に把握し、排出抑制・資源化に関する啓発や情報提供、環境学習等を推進する。
- 物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入を奨励する。
- 町民及び事業者の主体的な取組を推進、支援する。
- 災害時に災害廃棄物の処理が円滑に行えるよう関連団体等と平時から連携し、体制を構築する。
- 将来にわたり安定的なごみ処理体制を確保する。

## 第5節 計画の進捗管理

本計画の目標達成に向けて、取組の状況や目標の達成状況などを定期的に評価し、施策の改善を図っていくことが重要である。

本計画を確実に実施していくために、Plan(計画の策定)、Do(施策の実施)、Check(評価)、Action(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的に管理するものとする。

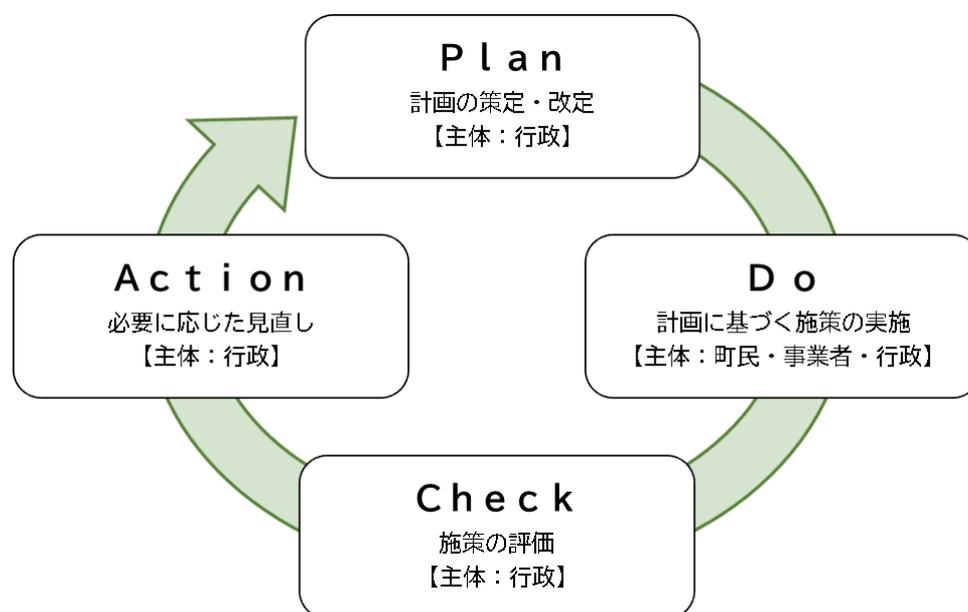


図3-4 計画の推進(PDCAサイクル)